**３歳未満養育特例の手続きについて**

令和３年１０月１日

**１．「３歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出時期について**

子の養育を開始した日（主に生まれた日）の前月の標準報酬月額と比較して、その子の３歳の誕生日の前月までの間（対象期間）に標準報酬月額が下回ることが見込まれる者について、次の時点で「３歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出できます（掛金免除の産休・育休中は養育特例の対象期間にならない）。

「産前産後休業終了時改定」または「育児休業等終了時改定」の申出を行う者については、原則**「３歳未満の子を養育する旨の申出書」**を併せて提出します。

※該当とならない場合もあるので、気軽に共済組合香川支部へお問い合わせください。

　　　○女性の組合員で実子の場合

⇒ 育休終了（育休を取得しない場合は産休終了）し職場復帰した時点

　　　○女性の組合員で養子の場合

⇒ 養育開始時点、育休取得の場合は育休終了し職場復帰した時点

　　　○男性の組合員の場合

⇒ 養育開始時点、育休取得の場合は育休終了して職場復帰した時点

○３歳未満の子を養育し、当該子を出生した月の前月または当該月前１年以内に組合員であった者が資格取得したとき

　　　○別居（単身赴任を含む）していた子と同居することとなったとき

※申出時点（所属所受付年月日）から２年間、遡及して適用が認められます。

**２．「３歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類について**

①　**戸籍謄（抄）本**又は**戸籍記載事項証明書**（申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの）

②　**住民票**（養育開始日および申出者と子が同居していることを確認できるもの）

　　　　　注１： 提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。

注２： 養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。

（例）育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要。

※子の個人番号によるマイナンバー情報連携により、申出書に子の個人番号を記入することにより、住民票の提出を省略することができます。

注３： 添付書類については、上記注１及び注２の要件を満たしたものであり、かつ 所属所長の原本証明があれば、写しであっても可とします。

※住民票以外の添付書類（戸籍等）は、添付の省略をすることができません。

**３．「３歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出時期**

○他の子を養育することとなったとき（出生・養子縁組）

○当該子を養育しなくなったとき（死亡、養子縁組解消、別居（単身赴任を含む））

○産休・育休（掛金免除）を開始したとき（他の子の育休・産休取得、当該子の育休（再）取得）